（参考様式２）

○○組合　施設・機械等管理運営規程（案）

（目的）

1. この規程は、○○組合（以下「事業主体」という。）が令和○年度さが園芸888整備支援事業により導入した農業施設・機械等（以下「施設・機械等」という。）の有効且つ適切な管理運営を図ることで、経営の安定と向上を目的とする。

（施設の内容及び設置場所）

第２条　事業により導入した施設・機械等の内容及び設置（保管）場所は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 施設・機械等の内容  （名称・規格） | 数量  （面積・台数等） | 設置又は使用等の場所  （機械の場合は保管場所） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（施設・機械等の管理）

第３条　施設・機械等の管理責任者は組合長とする。

（管理業務）

第４条　管理責任者は、善良なる管理のもとに施設・機械等の保全等に万全を期する。

（事故等の報告）

第５条　施設・機械等に不慮の事故等が発生した場合は、その旨を関係機関へ速やかに報告し、指示のもと事後処置を行うものとする。

（諸帳簿の整備）

第６条　事業主体は、施設・機械等の適切な管理運営を図るため、次の帳簿を整備するものとする。

（１）財産管理台帳

（２）作業日誌

（３）その他管理運営に必要な書類

（その他）

第７条　その他円滑な管理運営を行うため、この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議のうえ決定する。

　　　附　則

　この規程の改廃は、総会にて行う。

　この規程は、　　年　　月　　日（施設又は機械の取得日）から施行する。